

## 産育呪儀三題

### 一、胞衣壺天井納置考

最近では、奈良時代、平安時代の胞衣壺の発掘例が激増し、この時代、胞衣壺を丁寧に地に埋める慣行が、各地に広く拡がっている状況が読みとれるようになった。また、一方、中世末から近世、都市として殷賑を極めた堺や伊丹でも、同様の慣行の存続を物語る胞衣壺の発掘例が相ついでおり、長期の脈々たる慣行の伝承が予測されるようになった。

こうした考古学の成果を検討すると、平安時代後期以降、中世前半の胞衣壺の発見例が極めて乏しいことに気づくのである。奈良朝の胞衣壺を地中に埋める慣行は『崔行功』小児方に「凡胞衣、宜藏于天徳月徳吉方、深埋繫築、令兒長寿」等と記す中国での埋納法をうけての慣行とみてよいであろう。中国の産経、産書を承けての慣行受容なのである。

### 水野正好

こうした奈良時代から平安時代前半に盛行した胞衣壺地中埋納慣行が、平安時代後半、次第にその姿を失うことは極めて興味ぶかい事実である。こうした現象を理解する上で注目される史料がある。『永昌記』の嘉承元（一一〇六）年の「七月十日己亥、午刻納小兒胞衣」の記事に「依為癸方放天井置之」と細註された内容がそれである。

この註にたてば、嘉承元年の時点、胞衣壺を天井に配置するといった、前代とは大きく異なった法式による胞衣の取扱いが始まっていることを知ることが出来るのである。方角に吉方の癸方をえらぶことについては『朝野群載』二一に「産子勘文」と題して「蔵胞衣日時、同十一日丙子、時申酉」と述べ「可置丙方巳與午之間」を註している例からも判るように勘文に基くと見てよいであろう。

平安時代後半、このように胞衣を天井に置く事例が見られることは注目すべき事実である。このような胞衣天井納置慣行の成立を考える上でいま一書、重要な記録がある。『長秋記』の記載である。「元永二年六月五日、被納御胞衣、取入白瓶子以木塞其口、入桶如推桶、但頗

高結其上糜他階、侍一人昇自透渡殿北壺、結付寢殿狐戸、件胞衣本條可埋地之由所見云々、雖然近來多結付天井等、就中近日土用比也、仍埋地儀可有憚、仍沙汰良暫結付云々」の記事がそれである。

従前は胞衣壺は地に埋むものとされてきたが、近年は天井等に結びつけるようになりつつあり、土用に近いこともあり、地に埋むことは憚りありとして結局寢殿の狐戸に結びつけられたというのである。元永二年は嘉承元年より遅れること十三年、ほぼこのころに地中埋納慣行から天井結付慣行へと変化していくのであろう。

『長秋記』には先きの文に続き、「六日、未刻以長實被仰云、皇兄胞衣納事、醫家陰陽家共、可埋地之由、見本書之由所中也、而光平朝臣、雖見本書、近來結付外屋者、更可埋地之由難申云々、件事何様可被行乎」といった記事がつづいている。崇徳天皇誕生に際し胞衣をめぐって朝廷の醫家・陰陽家が地に埋む可しとの説、本書（醫書・陰陽書）にありと述べて古來からの埋納法式を主張するのに対し、光平朝臣は近來の納置法式の採用を主張、両説が対立していたことを語っているのである。

『長秋記』にはさらに筆をついで「件両案可量申之由可平左大臣者……乃退出令申此旨、被申云、納胞衣事、近例已上天井中、埋地事雖有其儀未見給、只付近例被納上天井、何事候平、就中當院堀川院今上、相並不經幾程、追件例被納宜候歟、不可有異議者……此旨可奏者、乃申此旨、仰日、胞衣事如被申、可納天井」と記している。両案を呈示さ

れた左大臣が、前例の在ることをもとに天井に結び付けるよう結論づける過程が見事に示されているのである。十二世紀初頭、こうした天井納置法式が次第に浸透していきつつあることがここに明確となるのである。

胞衣の瓶子への納め方などを詳細に記す『玉葉』承元三（一一〇九）年五月廿五日の條となると、「次入錢五文於白瓷瓶子、次以胞衣入錢上、次新筆一管入胞衣上、次掩瓶蓋、以生氣方土塗塞之、次以行兼令釣乾方」といった記事となっている。乾方に釣るといふ一句は産子勸文によって勘えられた乾の方向、天井に胞衣壺を釣り下げた次第をのべているのである。

十一世紀末から十二世紀初頭、地中埋納法式から天井納置法式に転換する胞衣慣行は、再び古來からの地中埋納法式に回帰する。「日次記事」には、「皇子降誕、典葉頭奉納胞衣」と記し「凡依其年擇御生氣之方、而納之、如今多納東方生氣方吉田山」と註するが、こうした生氣の方角を擇んでの埋納が記事として記しとどめられるようになるのである。

足利義勝誕生の際の記録『御産所日記』には、普廣院殿様御時之事、若君御誕生永享六年二月九日と題して「一、納申御胞衣ヲ先清水ニテ七度洗テ、後酒ニテ三度、其後酢ニ浸、其後白布三尺ニテ裹申、其上ヲ赤色絹ニテ裹申、一、太平ト文字ノ有錢ヲ卅三文ト、筆一管ト、墨一丁相副テ、壺ニ納申、吉方ハ御陽守可申、其方山壺ナガラ納申也」

といった記事がある。奈良朝の胸衣壺内の状況と寸分違わない手続きがとられている。先きの『玉藻』の胸衣壺内の状況とも酷似、まさに連綿たる胸衣慣行であるが、十二〜十四世紀代とは異なり、再び陰陽守の勘文する吉方、その方角の山を擇んで胸衣壺が埋納されるようになっていたのである。

永享六年は一四三四年、約三十年遅れた寛正六年—一四六五年、『蜷川親元記』は詳細な胸衣慣行を記し留めている。「寛正六年八月朔日丙子、貴殿御胸衣おさめの為に御産所へ御参、御胸衣長唐櫃二入、政所公人相副、御吉方異也、仍志る谷を経て、歌の中山へ御出、歌ノ中山ニテノ在所、土を堀て、先壺をすゑて、御胸衣の桶、典葉是を取て、壺の中へ入てふたをす、即土をかけてうづみ申て、上に松を栽らる」といった内容であるが、別所ともいうべき歌の中山の一面に胸衣壺が埋納されているのであり、こうした地中埋納法式が鮮やかに復興していることを教えるのである。天子の胸衣を、京洛の別地—種荷山、賀茂山、吉田山の三所に納めることは『貞丈雑記』の記すところであるが、この場合も同様な法式に従うものであることは容易に読みとれるところであろう。

貴紳の胸衣壺の諸史料を検討する時、八世紀に始まった胸衣壺土中埋納慣行が十一世紀末には姿をひそめ、替って胸衣壺を天井に釣す慣行が誕生し盛行するが、一五世紀、この天井納置慣行が終焉し、再度地中埋納慣行へ転じ、これが近代までつづくことが窺えるのである。

地中埋納法式が天井納置法式に変化する理由は何であろうか。記録に求めるならば、『長秋記』の先引の記事が興味ぶかい一例となる。重出するならば「一件胸衣本條可埋地之由所見云々、雖然近来多結付天井等、就中近日土用比也、仍埋地儀可有憚、仍沙汰良暫結付云々」とのべる内容である。近年は天井に胸衣壺を結びつける慣行が再三見られるという社会的動向を主たる根拠とするが、一方で土用の時期、大地を掘穿し胸衣を埋めることは憚りありといった別の立場からの根拠を示しているのである。

根拠となった土用は、曆法上、立夏の前十八日を春の土用、立秋の前十八日を夏の土用、立冬の前十八日を秋の土用、立春の前十八日を冬の土用と呼び、『篋篋内伝』にも「此日敢以不致犯土造作殺生惡行者也」と記されているように犯土造作といった土を侵す作業が慎まれているのである。胸衣壺の地中埋納といった祝儀も、犯土の所作だけに土用の期間は此を避けるということになれば、陰陽師の種々の勘文と相まって、現実はその日程を得ることが極めて困難になるという一面が見られたに相違ない。

併せて土中埋納が問題となるのは「埋納」の本質と係る一面、たとえば土中で胸衣が侵犯されることがありうることからくる怖れである。死者埋葬にあたっては買地券を用意し、土公土伯土父母から冥界の墓地を与えられる慣行が存在するのに対し胸衣埋納にはそうした買地に関連する想いを見ることは出来ない。『伊勢家秘書誕生之記』には、

「胎衣を納る時は引目射たる人に陰陽頭をそへて二人吉方に納る也……地に穴掘り四方石垣をつき、胎衣を納、石の蓋をしてかへるなり、虫などの不入様にするなり、蟲入は兒煩物也、うごかぬ様に有べし」といった記事や、『婦人養草』の「田舎にては産家の板敷の下へうづみ、又かさねての産する時も同所に埋るなり、されば不浄の氣を求め狐狸一切の妖獸怪鳥これをうかがい、産の時障礙をなす」と記す内容は、共に近世の史料ではあるが胎衣埋納の「埋納」に対する恐れ的一端も記すものといえるであろう。

胎衣とともに常に配慮される臍緒が丁寧に生者の傍ら、屋内で保存されるものと考えられていることもあり、共に生じた胎衣についても、生兒の煩いの根源、産や病などの障礙の根源となることを怖れての陽極―天井納置法式の採用ではなかったかと考えるのである。ただ、天井は生者の世界にあるものの、常に暗冥の想い、手のとどかぬ塵芥の世界、鼠・蛇の棲息する空間としての想いもあり、保管・保存の好所であるとはいうものの種々の問題が惹起されたに違いない。胎衣を結び付ける、胎衣を釣るという各書の記載は天井でのそうした怖れを避けるために種々の方法がとられていることを暗示するものとみてよいであろう。

## 二、「御頭居事」儀考

「産養―うぶやしない」と呼ばれる祝儀がある。出産後、初日夜、三日夜、五日夜、七日夜、九日夜に、祝宴を催き、周囲から祝品を贈る慣行である。この祝儀の典型的な姿を記し留めているのは、初日夜から九日夜の産養をとく『紫式部日記』と足利義勝の誕生記録『御産所日記』である。後者は永享六年二月九日誕生の義勝の初夜以下、七夜、後七夜、又七夜に至る詳細な記録である。「初夜御祝、政所沙汰、御引出物沼田調進、自公方下行有、五百疋、大草方江遣之、若君御引出物、銀劔一腰、御袋御方、練貫一重、引合十帖、上臈、練貫一重、引合十帖、御乳人、練貫壹、：一、参夜御祝、政所役、雜掌料、千疋遣、大草方御前江被有二重立御引出物色々、沼田調進、自公方御下行之、御所様御成、式三獻、其後御肴五獻、御袋御方、練貫一重、引合十帖、上臈御方、同前、御乳人、練貫一ツ、一、十三日、五夜御祝、管領参勤：御所様御成、管領着座、式三獻：」というように進捗していくのである。同書には、こうした祝儀の毎回を記した上で「一、初夜、三夜、五夜、七夜、又七夜、後七夜、御祝ノ日也、初夜三夜者、自公方下行、五夜七夜、又七夜、後七夜、是四度者、大名達ノ御沙汰、五夜ハ時ノ管領、七夜ハ武衛、又七夜ハ畠山殿、後七夜ハ山名殿、三職ハ時ノ管領次第タルベシ、此ノ時ノ御引出物ハ御出生御方江二重、御袋二重、上臈ノ御方二重、御乳人一重也……」と実に詳細である。

『蜷川親元記』でも寛正六年七月の記事に「一、同産所御祝日、初夜今月廿五日時西政所方沙汰也、三夜廿八日時同、五夜八月一日同管領

仰申沙汰七夜七日同細川殿、後七夜十日同延引十六治部大夫殿、又七夜十六日同延引十七日山名殿」といった内容がみえ、産養の祝儀の盛大さを偲ぶことができる。

こうした「産養」祝儀は『新儀式』に皇后産事と題して「皇后有御産事、先遣中使被奉問之、七夜仰内蔵寮、令設饗饌、有賜祿物或設倉院設屯食等也」と見え、その成立の古さを物語っている。『續日本記』には聖武天皇「神龜四年閏九月丁卯、皇子誕生焉、十月癸酉産後第七日天皇御中宮、為皇子誕生赦天下大辟罪已下、又賜百官人等物、及天下與皇子同日産者、布一端、綿二屯、稻二十束」とあり、「十一月己亥、天皇御中宮、大政官及八省、各上表奉賀皇子誕育、并獻玩好物是日賜宴、文武百寮已下至使部於朝堂、…実子、僧綱及僧尼九十人、上表奉賀皇子誕生、施物各有差」といった産養に係る記事が見え、『日本紀略』淳和天皇「天長四年五月甲戌、此夜皇后誕生皇子男也、庚申産役第七日冷然院賀皇子新誕、賜五位已上衣被、十二月癸丑、設服御物及飲食雜贄等、獻於北宮、賀皇子誕生也」とあるように、こうした産養の慣行が脈々と息づいているのである。

このように記録を追い並べると、「産養」をめぐる慣行の展開がおぼろげ乍ら理解されるようになってくる。奈良朝には「産後第七日」という形で産養の姿が登場し、『紫式部日記』の時代には「三日産後第三日、五日夜産後第五日、七日の夜産後第七日、九日夜産後第九日」という形の産養が記録され、奈良朝の産養が産後第七日を中心に展開す

る面があったものを、産後第三日から産後第九日までの間、産後第五・第七日を介在させ四回の産養を確立している様子が読みとれるのである。さらに『御産所日記』や『蟠川親元記』では、「初夜御祝、三夜御祝、五夜御祝、七夜御祝、後七夜御祝、又七夜御祝」という六回の産養が説かれている。初夜御祝と後七夜、又七夜御祝が付加され、前代存した産後第九日が消えているのである。(三一五―七一九)の産養配当日が(一・三・五・七・十四・二二)に配当替となっているのであるが、このような七日を三重ね配当する背景には忌日の初七日以降の七日七重ねの配当観と同様な想いが存在するのであろう。

こうした「産養」の祝儀の中で注目される記事をのこしているのは『後愚昧記』である。「永和三年六月廿六日、上臈産氣分…、無為平産皇子了、七月三日、今日又御沐浴、今日令當七夜給、仍如形有御頭居事、是強飯ヲ圓ニ掬テ七果、居押桶蓋、敷檀紙置宮御方御枕邊、強飯ヲニギル事、直衝勤之、此役人品秩未知先規事也、所詮有父母之人、勤之條為先規云々、此家僕之中、父母有之人、直衝ト三郎男雜色也、…其後又如形有祝著之儀、一獻也、十日、今日又當ニ七ケ日、仍有御頭居事、如先度、但員数十四也、十七日、今日三七ケ日也、仍又有御頭居事、今度数廿一也」という記事がそれである。この記事に見える「御頭居事」は「くびすえのこと」であり、生まれて日浅い皇子だけに、頭(頭)の据らぬこともあり、一七日(七日目)、二七日(一四日目)、三七日(二一日目)に「御頭居」の祝儀が実修されることを

述べているのである。この祝儀の実態は、「強飯ヲ圓に掬テ七果、居  
押桶蓋敷檀紙」の言葉や「強飯ヲニギル事、直衝勤之」の句から窺う  
ことができる。家僕の中から父母の存命する男一人を撰びこうした強  
飯をにぎる―にぎり飯をつくらせるのである。初七日の頭居祝儀では  
押桶蓋に檀紙を敷き、上に七個の握飯を据えたとあり、二七日の頭居  
祝儀では同様な握飯を一四個つくり押桶蓋の敷紙―檀紙に据え、三七  
日の頭居祝儀では廿一個の握飯を蓋の檀紙上に据えるというのであ  
る。強飯を握る握り飯は、普通「屯食」と呼ばれる。その間のことは  
『貞丈雑記』に「屯食と云は、にぎり飯の事也；強飯を握りかためて  
鳥の玉子の如く丸く少長くしたるを云也、今も公家方にては握飯をど  
んじきという由、京都の人物語せり」という一文から容易に読みとれ  
るのである。

『中右記』には、元永二年皇子隆誕、五夜、七夜の産養の日、屯食  
を中門の外に昇立てたことが記されているが、この屯食は産養に参加  
する人々の食事として用意されたものである。この初七、二七（又七）、  
三七（後七）夜にも屯食は用意されていたに違いない。ただ、誕生し  
た皇子の御頭居の祝儀に用いる握り飯は、「屯食」の形と通ずるもの  
である。強飯を材としこれを握ることも屯食の材、製法と共通するだ  
けに「屯食」と記せば済むものを敢えて屯食と記さない点は、屯食が  
一種の用意された大量生産の握り飯であり、立ち働いたり集会した人々  
への一種の給食であるのに対し、この場合は誕生した若子の「御頭居」

の祝儀の重要な作り物といった性格がつよい所から、敢えて「屯食」  
とは呼ばなかったのであろう。祝儀の聖なる祝材であり、単なる食糧  
ではない「聖性を帯びた祝材―祝的な作り物」であった可能性がつよ  
いのである。初七夜に七果、二七夜に一四果、三七夜に二一果の握り  
飯という重七の数のもつ祝意も、この握り飯と「頭居」えることとの  
関係でなりたつ聖性と重なり合うものと言えるであろう。

こうした「御頭居」祝儀が初七日、二七日（後七夜）、三七日（又  
七夜）と続く理由は、産養の祝儀を出産後、初夜、三夜、五夜、後七  
夜、又七夜と続ける、その流れに重ねたところから生まれたのである  
う。例えば、死者追善の場合、忌日は初七・二七・三七・四七日…一  
年・三年といった一〇回の供養すべき日として体系づけられているが、  
産養の世界にも相似た体系―一・三・五・初七・二七日・三七日といっ  
た体系が成立しているのである。此岸を離れ彼岸の世界に赴く死者の  
歩みと、此岸に誕生し成人していく生者の歩みが、対構造をとって存  
在することが知られるのである。

『後愚昧記』とは少々趣の異なる産養の握飯を説くのは『成氏年中  
行事』である。「一若君姫御料様御誕生之時…三日五日七夜の御祝ノ  
時ハ、五合行器ノ台ノ様ナル中ニ、折ヲ一曲添テ、白強飯ヲヒラクラ  
シテ、三日ノ御祝ノ時ハ御具足三、五日ノ時五、七夜ノ時者七参也、  
又別ノ折ノ大ナルニ白強飯ヲモリ、カワラケニ水ヲ人テ御ハシヨソヘ  
テ、御手掛ニオカレタル、鳴弦ノ役人兩人参テ、御ハシヲ取テ、カワ

ラケナル水ヲ手ニ付テ、鳥ノ子ノナリニ握リテ、三日ノ御祝之時者三ナラベテ置く、五日之時ハ五ニギリテ、中ニ一、四角之方ニ四置、七夜之時ハ七ニギリテ中ニ一、マワリニ六ツオクベシ、其後式三獻御酒アリ、是ハ詞梨帝ニ供御申アルタメ也」といった興味ぶかい記事がある。

初七・二七・三七夜の握り飯が、本記では三日・五日・七夜の御祝の握り飯と表現されている。恐らく初七・二七・三七夜の握り飯という整った姿が変化し、三・五・七夜の握り飯という形となったと見てよいであろう。興味を惹くのは、この握り飯が「鳥ノ子ナリニ」鳥卵の如く握られたものであり、三日は三ヶを横一と並び、五日は中央と四隅、七日は中央と六方に配置するといった配置法をとることである。文中、この握飯が「御頭居」の祝儀に係わるものとの説明は全くないが、握り飯を用いてのこうした祝儀が「御頭居」に発するものであることは間然として疑いないものと考えられる。三日は中央と左右、五日は中央と四隅、七日は中央と六方といった配置が祝の性格を帯びるものであることは改めて説くまでもない所、地鎮などの鎮物配置と脈絡するものであることは容易に読みとることができるであろう。一方の行器の台様の器には三日に三具足、五日に五具足、七日に七具足が宛てられているが、この具足の配置も恐らく握り飯と同様な配置をとったと考えてよいであろう。こうした祝的配置でもって、具足、握り飯が配置されることと「御頭居」の祝儀との間はなお説明を欠き不

明瞭であるが、こうした具足、握り飯の祝的配置が一種の鎮魂的機能を果すものなのかも知れない。

古代以来、長く継承された「産養」の流れの中で、中世、「御頭居」の祝儀が付け加わり、産養の儀とは区別され、「御頭居事」として注目すべき展開をみせていることが確かめられる。恐らく鎌倉時代にこゝうした「御頭居事」が登場してくるのである。一見、こうした祝儀は常々規範となる典拠にもとづくだけに変化は乏しいのであるが、産養、御頭居事といった祝儀は比較的那の変遷が追求できる好個の例と言えそうである。

### 三、戴餅上長押納置考

九條道家の日記『玉藥』には折々、剋目させられる記事がある。たとえば巻二、承元四年正月一日の條などはその一である。「載餅」と題して「一日、庚寅、天晴、風静、先有小兒戴餅事、於寢殿東面妻戸有此事、余令戴之、直衣冠也、女房一人抱兒、一人持餅蓋、一人持劍、先取餅令戴乍蓋取之、祝詞官位カタカレ、命幸カタカレ、以餅三度當頂了、則以蓋返給女房、次取橘觸頂上、長押打揚三成橘、次第如此三度、次取大根觸兒頂、詞皆如此了、又打揚、三筋、(件餅)親房調進乳母也、餅三也、以小為下、手筈蓋壽絵、松折枝如衣筈蓋、其勢如折敷敷(紅薄様)二重置之、橘大根同入之、件餅須用火切也、而執柄家物云々

、仍難叶之間、用尋常餅了、明日明後日料橘大根等入折櫃獻之、次不改裝束、見齒固如恒、女房同之、祝千秋萬歳而已、」と記す史料がそれである。正月一日、小兒に「戴餅」と称する一連の呪儀がとり行なわれている様子が鮮やかに記し留められているのである。

この『玉蘂』には、「戴餅」についていま一ヶ所、詳細な記事がのこされている。承久二年正月一日、二日の記事がそれである。「一日：則起座參朝餉謁女房婦、明日之御戴頂、刻限白昼晴カマシ、晩頭可宜之由有仰云々、又三廻一巡了可有歎、各三及歎、予申云、先一巡了、次又一巡、如此三巡也、先例如此者」と見えるのがそれである。承元四年には正月一日に「戴餅」の呪儀が実修されているが、今回の承元二年正月は一日に行なわず正月二日に実施されることとなっており、一日はその実施の際の手筈を道家と女房婦との間でつめ、また次第についての疑義を問答しているのである。こうした問答、つめは正月二日にもつづいている。「人々云、内御方頻有御尋云々、又以亮資頼朝臣有召、則參上、於朝餉今夜御戴頂之儀有勅問、其所不可裝束歎、予申云、無別御裝束之由見日記、然者中々不可及沙汰歎、又仰云、三反ト云ハ先餅、次大根、次橘、如此三遍歎、申可然之由、又仰云、餅ハ乍蓋可取歎、申〇〇然也、又仰云、橘ハ其種子ヲ一丸ツツ可取放枝歎、申云、見日記如此、而去年三丸橘三枝被入之、若然者一枝ツツ可被置歎、若三丸一枝候者、一丸ツツ可宜歎、仰云、然者早可渡御者、」戴餅」の呪儀を誤ることなく実修するために実に詳細に疑義、不明の点

が道家に問われているのである。こうしていよいよ呪儀が始まる。

「有春宮御戴頂事、其儀渡御于内御方、此間主上御萩戸内、予依仰ス〇頼朝臣、召大夫并権亮、則參上人簾中、権亮高実取御劔、候戸内間、予懷笏奉懷儲君、立戸下、大夫指笏取餅蓋立、火切餅五枚、主上、乍蓋取餅、当御頂祝言曰、位カタカレ、命幸カタカレ、則返給、大夫以取大根、其末ヲ一結シテ当御頂、祝言如初、置東妻戸間木上給、次取橘一丸、当御頂、祝言如初、置間木上如此、毎度如此畢、大夫置餅拔笏退去、予奉懷移儲君於女房退去、権亮返授御劔於女房退去、則還御如初」という次第がそれである。いま、この次第に付された詳細な註を省略したが、件の餅は院より進められるもの、火切餅五枚は長治例では二歳の御時三枚、三歳の御時五枚を用いるものであったこと、主上が北に立ち道家は南に立つ対面の儀式であること、大根三筋、橘一枝、三丸を筥に入れること、御劔は綿袋に収めた壺切であることなどが記されている。

九條道家の日記『玉蘂』に見える彼の関係した「戴餅」の呪儀は以上二つの記事からその概要を推測することができるであろう。承元四年正月一日例は九條家寢殿で行なわれた九條家の小兒をめぐる戴餅の儀であり、後者承和二年正月二日例は左大臣二位兼行皇太子傳としての職責に基づく皇太子の戴餅の儀である。承元四（一一一〇）年と承元二（一一二〇）年の間は一〇年の歳月が経過しているが呪儀は脈々と息づいているのである。日記中に長治例を引いて火切餅の枚数を説

いているが、長治年間は一〇四〇一〇六年であり、一世紀も遡る古きから、こうした「戴餅」の祝儀が存在していたことをも知ることが出来るのである。

ところで、承元四年、承久二年の二儀と関係して注目される記事がある。『玉海』の承安三年正月一日の記事がそれである。「参関白策、是當腹小兒為令戴餅、余取餅作三枚取之不取蓋令戴若君額上三度俗有祝詞歎如元置蓋中、取橋并齒固等各三、置東面妻戸上長押上、是足事也」と記す一文であり、「戴餅」の祝儀を窺わせる内容である。承安三年は一七三三年、『玉藥』の二記事を遡ること半世紀の記事である。その間、内容にさしたる変化はなく、「戴餅」の祝儀はその次第、その精神がよく譲持されていることが窺えるのである。いま、一、二の變化を追えば、内容の判明する最も古い順で額に戴く法式が、『玉藥』承元四年の記事では餅・大根・橘の順で頂に戴く法式であり、承久二年の記事では餅・大根・橘の順で頂に戴く法式に変わって居り注目される上、承元四年の記事では戴餅の祝儀のあと齒固の祝儀がつづいて行なわれ、その意味では『玉海』の承安三年例の餅・橋并齒固等とある事実と関連し合うが、承久二年例では齒固の記載はない。しかも先の二例は正月一日の祝儀であるのに対し、承久二年例は正月二日の祝儀とされるように、承久二年例での變化が題著である。春宮戴餅の故かとも考えるが定かではない。

正月一日、「齒固」の祝儀が広くこの時代に行なわれている。『江次

第抄』には「御齒固、齒謂人年齡也、齒固者延年固齡之義也、禮記文世王世子曰、古者謂年齡、齒亦齡也」とその祝儀の本義が説かれ、『世謔問答』でも「正月、問て云、同日元日齒固といひて餅ひかがみにむかふ事はいかなることぞや、答、人は齒をもって命とするがゆゑに齒といふ文字をばよはひともよむなり、齒がためはよはひをかたむる心なり、もちひは近江國の火切のもちひを用ひ侍るべきことなり」と説かれてその祝意のある所を説明している。この齒固の品は『江家次第』によれば「大根一坏、苺串刺二坏、押鮎一坏、煮塩鮎一坏、猪六一坏、鹿六一坏」これに鏡餅三枚が加わるのである。齒固の祝儀と戴餅の祝儀は、ともに正月一日実修の祝儀であり、用いる餅も鏡餅、戴餅ともに火切餅であり、通して三枚である点によく共通する。加えて、「戴餅」の祝儀で用いる大根は、「齒固」の祝儀でも極めて重視されている品である。通常正月一日は齒固実修の日とされるが五才までの小児をもつ貴紳の間では、ほぼ相似た意味の祝意をもたせた特別な祝儀として「戴餅」の慣行を生み出したのであろう。

この「戴餅」とも関連するのが誕生御五十日の祝である。『山槐記』には「治承三年正月六日乙丑、今日東宮御五十日也、早日遣買市餅、上十五日用東市、下十五日用西市云々、仍今度兼日、内々召仰彼司令、遣料米一石、……大属中原成等、已相具仕丁二人向市屋、持参市餅、東宮出御御座、此間供市餅云々、……中臈女房二人、但先是摘切餅五十果入銀坑、以摩粉和摩漿煎献之云々、……主上渡御、東宮令向吉方給、

主上令奉含御」と述べられている。細註には主上が市餅を誕生御五十日の小児に含ましめられるには「以木箸三度、令奉含云々」といった法式のあることが記されている。一方『廣義門院御産記』には「上臈取所摘入之銀坑入漿煎、以摩古木摩和之：上皇以木七三度令奉含餅給」とあり、市餅を摘み入れ銀坑に入れ、漿煎をいれ摩古木でこれを摩り、和めこれを主上が三度、木箸（木七）で含ましめる次第が示されている。誕生御五十日の赤子に市餅をこのようにして口に含ませるのであるが、その含め方も三度と「戴餅」・「齒固」とよく共通していることが判るのである。

このように検討してみると、誕生御五十日賀での餅、五歳までの小児をめぐる元日の戴餅、成人後毎年年初の齒固餅というように人生の節目節目に餅が登場し、赤子には口に含め、小児には頂額に戴かせ、成人には食べさせる形で息づいていることが読みとれるのである。赤子には市餅を三度、成人には齒固餅を三度という三縁で取扱うのに対し、小児の戴餅の慣行は餅・橘・大根の三種をそれぞれ上長押・間木に三度打ち揚げる、打ち上げるといふ三重縁ともいふべき特色ある呪作を伴っている。格段の意が払われていると考えるとよいであろう。この打ち揚げ・打ち上げる呪作は上長押、間木の上と深く係わり合っている。上長押と間木は共に今日の「長押」と見てよい構造である。寢殿東面妻戸という場も寢殿・東面・妻戸がその場として最もふさわしいものと見做されているようである。東面は陽気横溢の方角であり、

上長押は下長押に対して高く陽気充滿の方と見てよいだけに方角・場の設定に強く意識が働いているといえるであろう。火切餅・大根・橘が上げ置かれる、そうした極めて重要な場に長押が選ばれていることは、胞衣壺の天井配置とも重ねて考えるならば実に興味深い意義を荷うことになるであろう。